

大規模な災害等緊急事態への県議会の対応 に関する検討結果報告

平成31年2月28日

大規模な災害等緊急事態への県議会の対応に関する検討会

○ はじめに

平成 30 年 6 月、近年の大規模な災害等の発生状況等に鑑み、三重県議会基本条例に、議会における大規模な災害その他の緊急事態への対応に関する規定として、同条例の「第 7 条の 2 議会は、大規模な災害その他の緊急事態の発生に際し、議事機関として迅速かつ的確な対応を行うほか、状況の把握その他の調査活動を行うなど、議会の役割を踏まえた必要な対応を行うものとする。」「2 議会は、前項の対応を迅速かつ的確に行うために必要な体制の充実強化その他の措置を講ずるよう努めるものとする。」との規定を整備した。

これを受けて、大規模な災害等緊急事態への県議会としての対応について調査及び検討を行うため、平成 30 年 6 月に委員 10 名からなる「大規模な災害等緊急事態への県議会の対応に関する検討会」を設置して検討を重ねた。

このたび、合計 11 回の検討会と被災地議会への県外調査を踏まえ、検討結果を報告する。

1 検討の経過

(1) 大規模地震対応マニュアル及び執行部の対応について

検討に当たって、大規模地震（津波）発生後 5 日目までの初動期の対応に重点を置いた現行の大規模地震対応マニュアルなど、本県議会としての現行の対応を確認した後、防災対策部及び総務部から、県当局の災害時の対応について聴き取りを行った。

〈概要〉

① 議会の現行のマニュアル等について確認

- ・大規模地震対応マニュアル
- ・大規模地震対応マニュアル（事務局職員編）
- ・南海トラフ地震に関連する情報（臨時）及び弾道ミサイル発射による J アラートへの対応について
- ・弾道ミサイル発射による J アラート作動への対応

② 防災対策部の現行の計画等について確認

- ・三重県地域防災計画
- ・三重県版タイムラインの運用
- ・三重県広域受援計画
- ・防災通信ネットワーク
- ・災害救助法の概要
- ・三重県国民保護計画

③ 総務部の予算対応等について確認

大規模災害等緊急事態発生時の予算対応

- ・平成30年度当初予算中の災害関係予算
- ・大規模災害発生時にかかるフロー
- ・過去の大規模災害対応のための予算編成、議会対応事例

〈主な意見〉

- ・どの範囲を大規模災害とするのか、その定義や被災の規模に応じた対応を考えていく。
- ・予算審議については、県民への説明責任の観点を議論していく。
- ・緊急時の現場対応として、議員がどのように関わるべきか、県と市町の連携や現場と行政の潤滑油的な役割が求められているのではないか。
- ・道路の通行規制など、県民への情報提供、情報共有のあり方についてどう対応するか。

(2) 他団体における先行事例の調査と三重県議会指針の検討

岩手県議会や大津市議会など他団体における災害等緊急時の組織設置の事例や災害時マニュアル等を参考として、本県議会の大規模な災害等緊急事態発生時における、基本的な考え方・行動指針となる三重県議会指針を作成するための検討を行った。

〈主な意見〉

- ・災害時の議会としての組織のあり方、体制はどうあるべきか。
- ・議会、議員として発災時にすべきこと、情報・窓口の一元化などを行動指針として取りまとめる必要がある。
- ・復旧復興に向けての予算審議のあり方を検討してはどうか。
- ・対象とする災害について、現行マニュアルと同じ震度5弱を基本とし、議長の判断により災害時の組織を招集することがよい。
- ・議会の役割について、議事・議決機関としての役割の中で、通年議会の仕組みを生かし、速やかな議事運営を行うことを記載すべき。
- ・議員の役割について、災害時にすべきこと、慎むべきこと、議会活動を優先することを明記するが、自身が被災する等やむを得ない場合も想定される。
- ・議員の行動原則、心構え的なものをわかりやすく整理してはどうか。
- ・代表者会議の自動招集について、現行は発災5日目の午後1時としているが、他県の状況も参考にしながら早める検討が必要。
- ・災害時の会議の指揮者不在時の代行者としては、副議長、議会運営委員長、第1会派代表、第2会派代表の順としてはどうか。
- ・県災害対策本部と議会との情報共有については、議会事務局が窓口となってやりとりを行う。

(3) 県外調査（山形県議会、宮城県議会、岩手県議会）

委員間による協議をさらに深めるために、山形、宮城、岩手の各県議会の県外調査を行い、東日本大震災で実際に被災した当時の状況や、その後の対応について聴き取りを行った。

〈主な内容〉

① 山形県議会

- ・常設の災害組織である危機管理委員会の構成及び情報伝達等について
- ・被災時の議事堂に代わる民間施設の使用について
- ・議員の安否確認システムについて

② 宮城県議会

- ・発災直後の議事運営について
- ・代表者会議の自動招集や例外規定、各議員の意見集約方法について
- ・県災害対策本部への参加について
- ・工事契約に係る変更契約の専決処分について

③ 岩手県議会

- ・発災直後の議事運営について
- ・被災地の調査における地元選出議員の役割について
- ・災害組織（岩手県議会災害対策連絡本部調整会議）の職務代理者について

(4) 有識者からの意見聴取

災害時に議会や議員が果たすべき役割や発災後の取組に対する理解を深めるとともに、今後の検討会での議論の参考とするため、有識者を招致し、現行の三重県議会大規模地震対応マニュアルや、作成中の指針等に対する意見聴取を行った。

〈有識者〉

あとみ
跡見学園女子大学 観光コミュニティ学部 かぎや はじめ
鍵屋 一 教授

〈有識者の主な意見〉

- ・三重県においては、南海トラフ巨大地震に対応するため、レベルを上げた大規模災害への対応を検討する必要がある。
- ・発災直後の応急対策期は議会のサイレントタイムとして一定の期間、執行機関を拘束せず、各議員が地域の支援や情報収集に努めるべき。
- ・復興期における議案審議の方向性として、執行部を批判するのではなく提案型としてはどうか。

- ・被災地への視察者は、その後支援者となってくれるため、積極的に視察を受け入れることを議員の活動として明記してはどうか。
- ・災害時の連絡手段として、LINEでのやりとりをメインにしつつ、独自の安否確認システムなど他の方法も活用できないか検討する。

(5) 議案審議の方法等について（議案審議の簡素化、知事の専決処分）

発災後の災害に関する議案審議の簡素化及び専決処分について、審議日数の短縮や専決すべき内容等について検討を行った。

〈主な意見〉

① 議案審議の簡素化

- ・議案審議の簡素化や専決処分については、その前提として緊急性の高い災害復旧事業を執行部がスムーズに遂行するため、議会は協力すべきではないか。
- ・議案審議の簡素化について、災害時にはスピード感に加えて、丁寧さが重要となるため、全議員が共通認識を持てる全員協議会での十分な質疑を行った上で、本会議中心の審議がよいのではないか。

② 知事の専決処分（地方自治法第180条）

- ・災害復旧工事は当初設計で契約するが、その後変更が生じた場合に、変更契約に時間を要することで現場が止まってしまわないよう、対象議案は特定しつつ、一定の専決処分を認めた方がよい。
- ・専決をした変更契約については、後で議会に報告をもらうことになるため、確認できる。

2 検討結果

(1) 三重県議会指針について

大規模な災害その他の緊急事態の発生時において、県議会として必要となる対応等についての基本的な考え方を定めた「大規模な災害その他の緊急事態への対応に関する三重県議会指針」を策定した。

以下、項目を列記（三重県議会指針は別添）

- ① 目的
- ② 対象とする災害等
- ③ 議会の役割
- ④ 議員の役割（「緊急事態発生時の議員心得」）
- ⑤ 議会の災害対応組織
- ⑥ 指針等の見直し
- ⑦ 三重県議会指針の位置づけ（概念図）

※ ④ 議員の役割は、「緊急事態発生時の議員心得」として携帯等できるようにする。

(2) 三重県議会災害対策会議（仮称）の設置について

大規模な災害その他の緊急事態の発生時において、現行の代表者会議に代わる議会の災害対応組織として、被災地域の選出議員など議長が必要と認める議員を構成員とする「三重県議会災害対策会議（仮称）」を設置する。

〈概要〉

- ・災害対策会議の位置付けを三重県議会会議規則第103条における協議又は調整を行うための場とする。
- ・発災から72時間経過後最初に到来する午後1時の自動招集とし、これによりがたい場合は議長が定めることができる。
- ・構成員は代表者会議メンバー及び議長が必要と認める者（被災地域の選出議員等）とする。
- ・議長に事故がある時又は欠けた時の職務代理は副議長、議会運営委員長、第一会派の代表、第二会派の代表の順序とする。
- ・所掌事項は、①県災害対策本部からの情報の把握及び議員への提供、②議員が収集した情報の集約及び県災害対策本部への提供、③本会議等の開催や協議事項の調整、④県や国、関係機関への要望活動の調整などを行う。

(3) 議案審議の簡素化及び知事の専決処分について

大規模な災害その他の緊急事態の発生時において、迅速に議案審議を進めるため、議案審議の簡素化をはかるとともに、工事請負契約の変更に係る専決処分の規定を新たに設ける。

① 議案審議の簡素化

既決災害予算で災害復旧工事が部分的にしか対応できない場合等、緊急事態に迅速に対応するため審議日数を短縮する必要がある議案として、三重県議会災害対策会議（仮称）で確認を行い、議会運営委員会で決定した場合に、議案審議方法等について、あらかじめ議会運営委員会で申し合わせる。

これにより、1日の審議日程を可能とする。

② 知事の専決処分（地方自治法第180条）

大規模な災害その他の緊急事態が発生した場合において、当該緊急事態に迅速に対応するため、議案審議の簡素化により委員会付託を省略して議決した災害復旧事業等の工事請負契約について、議決した契約金額の2割以内の変更を行うことを、新たに「知事が専決処分にすることができるもの」の指定に加える。

3 今後の課題

(1) 現行マニュアルの改定

本検討会で作成した三重県議会指針との整合性を図るため、現行の三重県議会大規模地震対応マニュアルなど諸規定の改定が必要となる。

指針に示した国・関係機関等の視察対応に関する具体的な取組内容については、被災地域の議員をはじめ多くの関係者が関わるため、マニュアル内に記載することが望ましい。

(2) 安否確認及び情報伝達における電子メール及びLINEの活用

現行マニュアルでは、安否報告書や情報伝達票により議会事務局へFAX等による報告としているが、停電などの不測の事態が考えられることや、議員全員への情報共有の迅速化などを考え、議員の安否確認や被災地等に関する情報共有手段として電子メール及びLINEの活用について検討する。

(3) 緊急通行車両標章取得の手続き

現在、正副議長車については、災害時に使用できる緊急通行車両標章の事前届出をしているが、これ以外の公用車2台についても、事前届出に向けて協議を行う。

(4) 備蓄用非常食の予算化

議会用に備蓄している非常食については、現在約40名分（議会事務局職員2日相当）を確保しているが、傍聴者及び議員分の非常食も含め、備蓄にかかる経費の予算化に向けた検討を行う。

4 資料編

- ・委員名簿
- ・検討会運営要綱
- ・検討経過

(別冊)

- ・大規模な災害その他の緊急事態への対応に関する三重県議会指針
- ・緊急事態発生時の議員心得
- ・大規模な災害その他の緊急事態の発生時の対応に係る議案審議の簡素化について
- ・緊急事態発生時における知事の専決処分について

大規模な災害等緊急事態への県議会の対応に関する検討会委員名簿

会派名	委員名
新政みえ	廣耕太郎 藤根正典 津村衛 中村進一
自由民主党県議団	田中祐治 中嶋年規 中森博文
日本共産党	岡野恵美
大志	倉本崇弘
青峰	野村保夫

(※敬称略)

大規模な災害等緊急事態への県議会の対応に関する検討会 運営要綱

(趣旨)

第1条 大規模な災害等緊急事態への三重県議会の対応について調査及び検討を行うため、三重県議会基本条例（平成18年三重県条例第83号）第14条第1項の規定により設置された大規模な災害等緊急事態への県議会の対応に関する検討会（以下「検討会」という。）の所掌事項、組織、運営等については、この要綱の定めるところによる。

(所掌事項)

第2条 検討会は、大規模な災害等緊急事態への県議会の対応について調査及び検討するものとする。

(検討会の組織)

第3条 検討会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、県議会議員のうちから県議会議長が指名する。

(任期)

第4条 委員の任期は、調査及び検討の終了までの間とする。

(座長及び副座長)

第5条 検討会に、座長1人及び副座長1人を置く。

2 座長及び副座長は、委員の互選により選出する。

3 座長は、検討会の会務を総理する。

4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会は、座長が招集し、座長が会議の議長となる。ただし、委員の指名後最初に開かれる会議は、県議会議長が招集する。

2 検討会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

3 前項の場合においては、座長は、委員として議決に加わることができない。

4 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、検討会への出席、資料の提出又は調査を求めることができる。

(事務)

第7条 検討会の事務は、県議会事務局総務課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会に関し必要な事項は、県議会議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年6月29日から施行する。

検討経過

年 月 日	内 容
平成 30 年 7 月 13 日	第1回検討会 ・座長及び副座長の選出について ・現在の対応について ・今後の進め方について
8 月 9 日	第2回検討会 ・大規模な災害等緊急事態への執行部の対応について
9 月 20 日	第3回検討会 ・今後の「検討すべき課題」、「調査すべき事項」について
10月 24 日	第4回検討会 ・他団体における先行事例及び三重県議会指針（素案）について
11月 14 日	第5回検討会 ・他団体における先行事例及び三重県議会指針（素案）について
11月 15 日 ～16 日	県外調査 ・山形県議会、宮城県議会、岩手県議会
11月 27 日	第6回検討会 ・前回の検討結果及び県外調査を踏まえた三重県議会指針（案）の検討について ・緊急事態発生時の議員心得（案）について ・検討会に招致する有識者について
12月 20 日	第7回検討会 ・有識者からの意見聴取 ・有識者意見を踏まえた委員間討論
平成 31 年 1 月 17 日	第8回検討会 ・有識者意見、各会派意見を踏まえての課題について ・これまでの議論を踏まえて確認すべき事項について ・議案審議の方法等について（議案審議の簡素化、専決処分）
2 月 15 日	第9回検討会 ・大規模な災害その他の緊急事態への対応に関する三重県議会指針（最終案）について ・議案審議の方法等について（議案審議の簡素化、専決処分）

2月 26 日	<p>第 10 回検討会</p> <ul style="list-style-type: none">・大規模な災害その他の緊急事態への対応に関する三重県議会指針について・議案審議の簡素化について・知事の専決処分について・検討結果報告について
2月 28 日	<p>第 11 回検討会</p> <ul style="list-style-type: none">・議案審議の簡素化について・知事の専決処分について・検討結果報告について



大規模な災害その他の緊急事態への対応に関する三重県議会指針

1 目的

本県は、巨大地震の発生が想定される南海トラフに面するとともに、全国屈指の多雨地帯を抱え、近年、全国で頻繁に発生する豪雨災害など、自然災害発生のリスクが高い地域と考えられる。

三重県議会基本条例第7条の2の規定に基づき、県議会が県民の代表者からなる議事機関として、県の意思の決定や県政の監視・評価、国等に対する意見の表明などの役割を、大規模な災害その他の緊急事態の発生時においても迅速かつ的確に担っていくため、県議会として必要となる対応等について、基本的な考え方をあらかじめ定めておくことが極めて重要であることから、この指針を策定する。

※三重県議会基本条例第7条の2

「大規模な災害その他の緊急事態の発生に際し、議事機関として迅速かつ的確な対応を行うほか、状況の把握その他の調査活動を行うなど、議会の役割を踏まえた必要な対応を行うものとする。」

2 対象とする災害等

対象とする大規模な災害その他の緊急事態は、三重県地域防災計画に基づく災害対策本部運営要領及び三重県国民保護計画に規定するものを原則とし、以下の事象を基本として議長が必要と判断した場合とする。

【地震】県内に震度5弱以上の地震が発生したとき

【津波】県内に津波警報が発表されたとき

【風水害】県内に大雨、洪水などの気象警報等が発表され、かつ、相当規模の災害が発生又は発生するおそれがあるとき

【その他】議長が本指針を適用する必要があると認める災害等（県内における大規模火災等の重大事故、感染症の流行、大規模なテロ、武力攻撃事態等が発生したとき）

3 議会の役割

（議事・議決機関としての責務）

（1）県民の生命を守ることを第一に考え、「いつでもすぐに活動できる態勢づくり」として導入した通年議会による機動的な議会運営を行い、大規模な災害その他の緊急事態発生時においても、議事・議決機関としての責務を果たす。その際、応急対策期においては迅速な復旧・復興を図るため、速やかな議事運営に努めるとともに、復旧・復興期においては提案型の議論により、県政の監視・評価の役割を果たす。

(被災情報の収集と執行部への協力・支援)

- (2) 被災情報を収集し、県民の生命が適切に守られるよう必要な対応を検討するとともに、執行部が災害対応に専念できるよう、状況に応じた協力・支援及び要望・要請活動を行う。

(窓口の一本化)

- (3) 執行部との関係においては、被災状況や災害対策等に関する議員への情報提供及び議員からの情報を伝達する窓口を一本化する。

また、必要に応じ、議員及び事務局職員の県災害対策本部へのオブザーバー参加を要請するなど災害情報の的確な把握及び共有を図る。

(市町の災害対応への支援)

- (4) 県議会は、広域的地方公共団体の議会として、市町の被災状況や要望事項等の把握に努め、必要に応じ、執行部に対する要望・要請を行うなど、市町の災害対応への支援に努める。

(国・関係機関等への要望・要請活動)

- (5) 国会及び関係行政庁への意見書の提出など、被災地の復旧や生活再建等に向けた国・関係機関等への要望・要請活動を積極的に行い、議会としての提言・提案機能を発揮する。

4 議員の役割

(連絡体制の確保)

- (1) 参集指示に速やかに対応できるよう、連絡体制を常時確保する。

(地域での支援活動)

- (2) 参集指示があるまでは、自身の安全確保を図るとともに、地域の一員として住民の安全確保など地域での活動に積極的に協力・従事する。

(情報の収集と地域への提供)

- (3) 地域の被災状況等の情報や住民の意向の収集、把握に努める。また、県議会の窓口から把握した地域の被災状況や救助・救援体制等に関する情報を、様々な方法により、地域住民に提供するよう努める。

(個別の要望・要請は避け、地域の情報は議会に)

- (4) 執行部が災害対応を適切かつ迅速に行えるよう、被災地の状況や現地の要望などの情報を、必要に応じ、県議会の窓口を通じて提供することとし、個別に執行部へ要望・要請等を行うことについては慎む。

(地域と議会との橋渡し役)

(5) 国・関係機関等の視察対応については、積極的に関わる。その際、被災地域の選出議員は、可能な限り被災地の調査等に当たり地域と県議会との調整及び市町の支援に努める。

(議会活動の優先)

(6) 議会としての活動がある場合には、原則として、これを優先する。ただし、被災地域等においてやむを得ない状況がある場合はこの限りではない。

5. 議会の災害対応組織

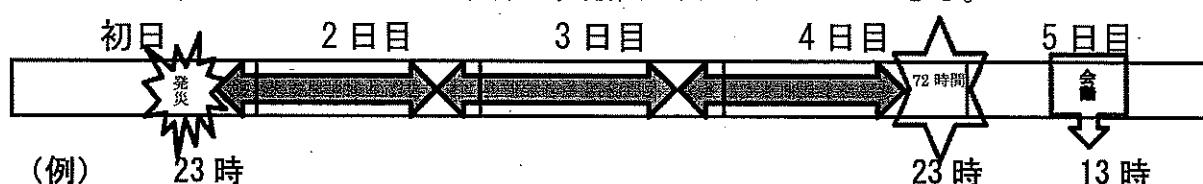
(1) 名称

三重県議会災害対策会議（仮称）

(2) 招集時期

発災から72時間経過後最初に到来する午後1時

※なお、これによりがたい場合は、議長が定めることができる。



(3) 構成員

- ・代表者会議メンバー
- ・議長が必要と認める者（想定は、被災地域の選出議員など）

(4) 会議

会議は、議長が招集し主宰する。

なお、議長に事故がある時又は欠けた時は、次の順番で議長の職務代理を行う。

第1順位：副議長

第2順位：議会運営委員長

第3順位：第一会派の代表（あらかじめ議長が指定）

第4順位：第二会派の代表（あらかじめ議長が指定）

(5) 所掌事項

- ①県災害対策本部の情報の把握及び議員への提供
- ②議員が収集した災害に関する情報の集約及び県災害対策本部への提供
- ③本会議、委員会、代表者会議、全員協議会等の開催や協議事項の調整
- ④県や国、関係機関への要望・要請活動の検討、調整
- ⑤その他、災害について議会及び議員に関連すること

6 指針等の見直し

災害対策に係る法令及び三重県地域防災計画等の改正など、状況の変化があった場合には、速やかに指針等の内容の見直しを図る。

また、防災訓練を毎年1回実施し、その結果を踏まえ指針等の見直しを図る。

7 三重県議会指針の位置づけ（概念図）

三重県議会における大規模な災害その他の緊急事態への対応（概念図）

【新設】（基本的な考え方、行動指針） 大規模な災害その他の緊急事態への対応に関する三重県議会指針

- 1 目的
- 2 対象とする災害
- 3 議会の役割
- 4 議員の役割（「緊急事態発生時の議員心得」）
- 5 議会の災害対応組織
- 6 指針等の見直し

（災害時マニュアル 発災5日目まで） 平成24年4月～

大規模地震対応マニュアル

- 1 基本的な対応
 - (1) 初動期における議員の役割
 - (2) 安否の確認方法
 - (3) 情報共有、情報伝達
- 2 状況別対応マニュアル
 - (1) 本会議等開催中
 - (2) 休会・閉会中

（代表者会議 確認）
平成23年12月～
南海トラフ地震に
関連する情報（臨時）
及び弾道ミサイル
発射によるJアラート
への対応について
※基本的に政府

（災害時マニュアル 発災5日目まで） 平成25年4月～

大規模地震対応マニュアル（事務局職員編）

- 1 基本的な対応
 - (1) 事務局の体制
 - (2) 来庁者・避難者への対応
 - (3) 物資、食料の備蓄
 - (4) 緊急通行車両の登録
- 2 状況別対応マニュアル
 - (1) 本会議等開催中
 - (2) 休会・閉会中
 - (3) 時間外・休日

（代表者会議 確認）
平成26年2月～
弾道ミサイル発射による
Jアラート作動への対応
※Jアラートの種類別の対応

（代表者会議 申し合わせ） 平成16年10月～ ※大規模地震対応マニュアル冒頭に記載

大規模地震に関する申し合わせ

- ・県内において震度5弱の地震が発生したとき
 - ・県内において震度5強以上の地震が発生したとき
 - ・県内において震度5弱以上の地震発生後
- ※三重県沿岸に津波警報が発令された場合は震度5弱。
大津波警報が発令された場合は震度5強の地震が発生した場合に準じて原則行動する。

緊急事態発生時の議員心得

落ち着いて安全の確保を！人命第一！

1 連絡体制を万全に

収集指示に速やかに対応できるよう、連絡体制を常時確保する。

2 地域での支援活動を

収集指示があるまでは、自身の安全確保を図るとともに、地域の一員として住民の安全確保など地域での活動に積極的に協力・従事する。

3 情報の収集と地域への提供を

地域の被災状況等の情報や住民の意向の収集、把握に努める。また、県議会の窓口から把握した地域の被災状況や救助・救援体制等に関する情報を、様々な方法により、地域住民に提供するよう努める。

4 個別の要望・要請は避け、地域の情報は議会に

執行部が災害対応を適切かつ迅速に行えるよう、被災地の状況や現地の要望などの情報を、必要に応じ、県議会の窓口を通じて提供することとし、個別に執行部へ要望・要請等を行うことについては慎む。

5 地域と議会との橋渡し役に

国・関係機関等の視察対応については積極的に関わる。その際、被災地域の選出議員は、可能な限り被災地の調査等に当たり地域と県議会との調整及び市町の支援に努める。

6 議会活動の優先を

議会としての活動がある場合には、原則として、これを優先する。ただし、被災地域等においてやむを得ない状況がある場合はこの限りではない。

大規模な災害その他の緊急事態の発生時における議案審議の簡素化について

1 緊急事態の発生時における議案審議の簡素化の対象とする議案等（案）

(1) 対象とする議案

- ①既決災害予算で災害復旧工事に部分的な対応しかできない場合で、緊急事態に迅速に対応するため審議日数を短縮する必要がある予算及び予算関連議案
- ②緊急事態に迅速に対応するため審議日数を短縮する必要がある上記①以外の議案
(工事請負契約など)

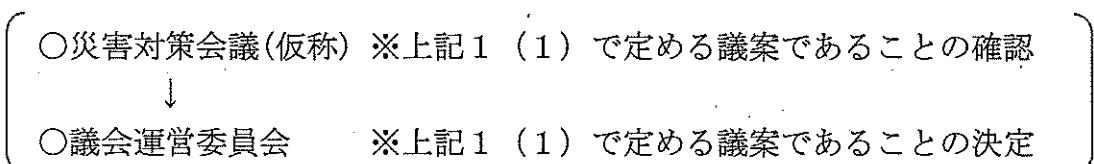
(2) 上記議案の取扱い

災害対策会議(仮称)において、上記（1）で定める議案であることを確認後、議会運営委員会において決定する。

2 緊急事態の発生時における議案審議の方法（案）

上記2で議案審議の簡素化の対象と決定された議案の審議方法（順序）は、次のとおりとする。

なお、審議日数は1日とする。



① 全員協議会（議案の説明及び質疑）※執行部説明会、議案聴取会を兼ねる。



② 議会運営委員会（議事日程の調整）



③ 本会議（議案上程、提案説明）



④ 議会運営委員会（質疑の有無の確認）



⑤ 本会議（質疑）※委員会の付託を省略する。



⑥ 議会運営委員会（討論の有無、賛否の確認）



⑦ 本会議（討論、採決）

緊急事態発生時における知事の専決処分について

(専決処分の対象とする議案)

- 1 大規模な災害その他の緊急事態(三重県議会指針に規定する「対象とする災害等」)が発生した場合において
- 2 当該緊急事態に迅速に対応するため、議案審議の簡素化により、委員会付託を省略して議会の議決を経て締結した災害復旧事業等の工事の請負契約について(議決を必要とする工事の請負契約は予定価格5億円以上)
- 3 上記1、2により議決した契約金額の2割以内の変更契約を「知事が専決処分にことができるもの」(地方自治法第180条第1項)に指定する

※変更契約の考え方(議決した契約金額を8億円とした場合の取扱い例)

契約金額8億円(議決)

変更後9億6,000万円(専決処分)

変更増1億6,000万円

変更後6億4,000万円(専決処分)

変更減1億6,000万円

※議案審議の簡素化による議決をした契約金額を8億円とした場合、変更後の契約金額が6億4,000万円～9億6,000万円の範囲内、かつ、変更金額が1回につき1億6,000万円以内であれば、変更の回数及び時期にかかわらず変更契約を専決できる。変更後の契約金額が前記の範囲を超えた場合は議決が必要となり、その議決は簡素化による議決でなくなるため、以降の変更契約は議決が必要となる。

<上記について、本会議において諮る内容>

知事が専決処分にことができるものに指定するについて(案)

大規模な災害その他の緊急事態が発生した場合において、当該緊急事態に迅速に対応するため、三重県議会会議規則第29条第4項の規定により委員会の付託を省略して議会の議決を経て締結した当該緊急事態に係る災害復旧事業等の工事の請負契約について、議決した契約金額の2割以内の変更を行うことに関し、地方自治法第180条第1項の規定により、これを知事が専決処分にことができるものに指定する。

(理由)

大規模な災害その他の緊急事態が発生した場合において、緊急対応のための議案審議の簡素化として、委員会の付託を省略して議会の議決を経て締結した当該緊急事態に係る災害復旧事業等の工事の請負契約について、一定割合以下の契約の変更を、地方自治法第180条第1項の規定により軽易な事項として指定しようとするものである。